

分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】

				担当部	都市建設部
施策番号	6-1	施策名	災害対策の充実	主担当課	土木課
関連組織	-				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名(法律、条例、計画等)	
国の動向	国民の生命・財産を守る防災・減災の一層の重要性を踏まえ、国土強靱化基本計画を見直し、地方公共団体や民間事業者に積極的に国土強靱化の取組を促している。			国土強靱化基本計画(平成26年6月閣議決定)	
県の動向	浸水対策や内水対策、河川改修工事を実施し災害対策を実施。 国土強靱化地域計画策定済			奈良県ホームページ 大和川水系河川整備計画(平成25年11月策定) 奈良県国土強靱化地域計画	
市の動向	台風やゲリラ豪雨等による浸水常襲地域の浸水被害解消のため、水路幅員やバイパス水路工事を実施。 国土強靱化地域計画を策定。				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水常襲区域の浸水被害解消にむけ、桜井市三輪にて年次的にバイパス水路工事を実施。 ● 洪水土砂災害ハザードマップの更新を行う(令和元年度更新予定)。 ● 桜井貯留施設の建設に向け自治会と協力して地元地権者と折衝を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 集中豪雨等により市街地において浸水する箇所があり、水路の抜本的な改修や雨水貯留施設の整備が必要であるが、工事施工に際し用地買収が必要となっている。 ● 山間部においては、土砂災害が頻発しており、通行障害やライフラインの確保が困難になる事態が懸念される。 				
市民生活の目標像	市民は、自然災害による影響が少なく快適で安心な環境で暮らしている				
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来から市の課題である平野部での浸水被害や山間地での土砂災害に対し、国・県とも連携をとりながら河川・水路の改修や砂防などの対策を講じる。 ● また、それらの対策について市民との合意が十分に得られるよう「洪水土砂災害ハザードマップ」等を活用して、災害対策についての市民との認識共有を図る。 ● さらには、限られた財源のもとで、「人命を守る」ことを最優先課題として各種対策の緊急性を評価し、優先度を明確化した上で施設整備等に努めていきます。 ● また、自治会等の地域コミュニティを通して、市民と連携しながら日常的に道路・水路の点検・整備・機能の維持に努め、常に防災施設の機能を最大限に発揮できる状態を維持する。 				

分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】

				担当部	危機管理監
施策番号	6-2	施策名	防災体制の充実	主担当課	危機管理課
関連組織	庁舎建設室				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	消防庁、中央防災会議を中心として、平成28年4月の熊本地震等の大規模災害の特徴や課題を踏まえ、被害想定のある方、被害軽減のための対策、今後の防災対策等について検討し、災害対策基本法等の関係法令や、防災基本計画、各種ガイドライン等の制定・改正等を進めてきている。			災害対策基本法 水防法 土砂災害防止法 防災基本計画（令和元年5月31日） 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日）	
	（平成29年1月）庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設。			平成29～31年度地方債計画	
県の動向	平成28年4月の熊本地震の課題等を踏まえ、奈良県地域防災計画の修正を行い、受援体制の整備、広域防災拠点の整備、第2災害対策本部の設置検討、自主防災組織の強化、通新体制の整備、避難所環境と運営の向上、災害廃棄物への対応等について明記した。			奈良県地域防災計画（平成30年3月26日施行）	
	奈良県と基本協定を締結し、桜井市中心部で、まちづくりの基盤となる取組を推進するため「桜井市中和幹線栗殿近隣（医療・福祉・防災の新拠点施設）周辺地区まちづくり基本計画」を策定。			桜井市中和幹線栗殿近隣（医療・福祉・防災の新拠点施設）周辺地区まちづくり基本計画	
市の動向	奈良県地域防災計画修正の趣旨を踏まえ、令和元年度中に桜井市地域防災計画を抜本的に見直し、さらなる防災体制の強化を図る。			桜井市地域防災計画（見直し中）	
	新庁舎整備の基本的な考え方を整理し、新庁舎建設の方針を示すものとして、「桜井市新庁舎建設基本計画」を策定。 新庁舎は、災害時の拠点として、大地震に対しても主要機能が維持され、震災直後から補修することなく継続使用ができることを目指して免震構造とし、防災拠点としての災害対策本部機能、災害時に庁舎機能を維持するための自家発電設備などのバックアップ機能を整備する。			桜井市新庁舎建設基本計画	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線や無線システム等の災害時における画一的な情報発信手段、市民の防災に対する意識など、様々な不安要素を抱えている。 ● 本庁舎は昭和42年に完成し、平成29年に築50年を迎え、建物や設備の老朽化や耐震安全性の不足などの様々な問題を抱えている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、公助の限界や自助・共助の重要性が叫ばれている中、未だに災害対応は全て行政に任せきりという市民が少なからず存在すること。 ● 災害時の拠点となるべき庁舎の安全性や機能性の確保が急務であり、市民の安心・安全を確保するとともに市民の利便性を向上させ、まちづくりの拠点として、新庁舎を建設することが望まれる。 				
市民生活の目標像	自然災害や人為的災害に対する施設や情報、活動体制が充実し、市民が安心して暮らしている。				

取り組み 方針	<ul style="list-style-type: none">● 市民の生命や財産を災害や危機から守るために、地域コミュニティを中心とした自助・共助の重要性について市民の理解を深めるとともに、防災に対する関心を持てるような情報の提供により防災意識の高揚に努め、行政と市民が連携した地域の防災体制の整備を進めていく。● また、災害対応を確実にするための避難者用施設、市民の避難や安否確認を円滑にするための情報伝達の基盤の整備を図り、安心して暮らしていけるまちづくりを推進する。
--------------------	---

分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】

				担当部	危機管理監
施策番号	6-3	施策名	交通安全対策の推進	主担当課	危機管理課
関連組織	土木課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	<p>交通安全の確保を図るため、昭和45年に交通安全対策基本法を定め、同法に基づき、昭和46年度以降10次にわたる交通安全基本計画を策定し、国、地方、民間団体が一体となって、交通安全対策を実施している。交通対策基本法に基づき、昭和46年から交通安全に関する施策の大綱として5年ごとに交通基本計画が策定され、現在は第10次（平成28年度から32年度）である。第10次交通安全基本計画では、交通弱者（高齢者、障害者、子供等）の安全を一層確保する等の「人優先」の交通安全思想を基本とした施策の推進が掲げられている。</p>			<p>交通対策基本法（昭和45年法律第110号） 第10次交通安全基本計画（平成28年度から令和2年度）</p>	
県の動向	<p>治安を社会のインフラと捉え、高齢者及び子供の安全確保等の観点から7つの方向性、20の推進項目を掲げ、体系的・継続的な治安基盤の整備に取り組んでいる。</p> <p>自転車事故防止対策として、自転車の適正利用、保険加入を義務づけた条例を公布</p> <p>第10次奈良県交通基本計画、安全・安心のための基本計画で交通死亡事故死者数を25人を目標に限りなくゼロに近づける等が目標とされ、「人優先」の安全思想の下、高齢者や自転車等の安全確保が掲げられている。その一環として、自転車による交通事故防止と被害者保護を図る目的で条例（奈良県自転車の安全で適正な利用の促進を図る条例）が公布された。</p>			<p>第10次奈良県交通安全計画（平成28年度から令和2年度） 安全・安心のための奈良県基本計画（平成29年4月） 奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和元年10月）</p>	
市の動向	<p>交通安全関係団体に補助金や負担金を交付し、それら団体及び警察と協力の上、交通安全啓発活動、交通安全教室等を行い、市民の交通安全意識を図り、安全で安心して暮らせる地域の実現に取り組んでいる。</p> <p>路上における違法駐輪を防止し、歩行空間の確保、自転車利用者のマナーの向上を目的として、条例を制定し、放置自転車の撤去を行っている。</p> <p>交通安全思想の普及と交通道德の高揚による交通事故防止に取り組んでいる交通安全母の会に補助金を交付し、同会による交通安全教室、街頭啓発活動を通じて「人優先」の安全思想の普及に取り組んでいる。また、桜井市自転車等の放置防止に関する条例）に基づき、放置自転車を撤去し、良好な環境の確保、交通の円滑化、交通事故の防止に取り組んでいる。</p>			<p>桜井市交通安全教育啓発事業補助金交付要綱（平成17年4月） 桜井市自転車等の放置防止に関する条例（平成9年4月） 桜井市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成9年4月）</p>	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全関係団体、警察と共に交通安全運動での啓発や交通安全教室を実施しているが、未だ飲酒運転等の悪質な交通事故が発生している。 ●高齢化の進展に伴い、高齢者による自動車加害事故が増加している。 ●自転車運転者の交通ルール無視によって多くの自転車事故が発生している。 				

課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という社会意識の更なる浸透が必要である。 ● 高齢運転者の安全対策が必要である。 ● 自転車利用者のマナーの向上が必要である。 ● 平成30年3月に桜井市バリアフリー基本構想を策定済であるが、実施内容については検討中である。
市民生活の目標像	<p>交通事故防止の取り組みが充実し、市民が安全に生活している</p>
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒事故、自転車事故等ルール違反が引き起こす事故の悲惨さを交通安全教室や啓発活動で確実に伝える。 ● 放置自転車禁止区域における直接指導や、標識やミニ横断幕の設置など多様な手法を工夫し、安全な歩行環境を維持する。 ● 高齢運転者に身体能力や行動能力の衰えを自覚させ、運転免許証の自主返納、安全装備付の車両への乗り換えを促す。

分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】

				担当部	危機管理監
施策番号	6-4	施策名	防犯体制の充実	主担当課	危機管理課
関連組織	市民協働課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進している。			犯罪対策閣僚会議（平成15年9月5日～）	
県の動向	治安を社会のインフラと捉え、子供、女性、高齢者等社会的弱者を守る観点から7つの方向性、20の推進項目を掲げ、体系的・継続的な治安基板の整備に取り組んでいる。			奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例 安全・安心のための奈良県基本計画（平成29年4月）	
市の動向	防犯関係団体に負担金を交付し、これら団体及び警察と協力の上、防犯啓発活動、防犯教室等を行い、市民の防犯意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、安全で住みよい地域社会の実現に取り組んでいる。			桜井市生活安全の推進に関する条例 桜井市暴力団排除条例	
	平成15年から防犯灯、平成28年から防犯カメラの設置に関し、要綱を定め、防犯カメラ等の普及を促進している。			防犯灯設置要綱（H15.7.1） 桜井市防犯カメラ設置補助金交付要綱（H28.3.9）	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市における刑法犯認知件数は年々減少しているが、一方で、特殊詐欺などの非面前型の犯罪が発生している。 ● 夜間での犯罪抑止対策として、自治会の要請に基づいて、防犯灯の設置を行っている。 ● 自主防犯活動を支援するため、平成28年度より、自治会等が防犯カメラを設置する際、補助金を交付している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 核家族化の進展に伴い、独居高齢世帯が増加する中、子や孫を思う気持ちを利用した特殊詐欺等非面前型の犯罪に対処するため、家族の連絡や地域住民間の連携を強めていく必要がある。 ● 防犯カメラ、防犯灯のより効果的な設置が必要である。 				
市民生活の目標像	犯罪が無く、子どもから大人まで安心して生活できる				
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 非面前型の犯罪に対応するため、今まで以上に家族の絆、地域の連帯を育めるような防犯活動を推進する。 ● 自治会、警察と連携の上、夜間や人目の少ない場所での防犯のための環境整備の充実を図り、犯罪の未然防止に努める。 				

分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】

				担当部	危機管理監
施策番号	6-5	施策名	消防力の充実強化	主担当課	危機管理課
関連組織	-				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名(法律、条例、計画等)	
国の動向	国内で発生する大規模地震や台風等による局地的な豪雨が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大している。また、南海トラフ巨大地震等の発生が予測されている中で地域防災体制の確立が喫緊の課題となっている。			消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年12月13日公布・施行)	
	東日本大震災において、多数の消防団員が犠牲となったことを踏まえ、安全確保のための装備を充実することや、双方向の情報伝達が可能な装備や救助活動用資機材の充実も定められた。			消防団の装備の基準の改正(平成26年2月7日公布)	
県の動向					
市の動向	機能別消防団員制度の制定や任用における資格の緩和(在勤、在学する者の入団)など、消防力の充実強化に向けて消防団員の確保に努めている。			桜井市消防団機能別消防団員の任務、身分等に関する要綱の制定(平成28年4月1日施行) 桜井市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正(平成29年4月1日施行)	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常は火災を想定した訓練を行い、火災や水害など災害が発生すれば、適宜災害対応を行う。 ● 団本部と協議し、配備が必要な安全装備品や消防資機材を、計画的に調達している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化、被用者の増加などにより消防団員数が、年々減少している。 ● 耐用年数を迎える資機材の更新を行う必要がある。 				
市民生活の目標像	消防力が充実強化され、市民が安心して暮らしている				
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における防災体制の強化のため、団員の確保に向けて取り組む。 ● 消防団員の知識、技術向上のための教育訓練機会の提供を行う。 ● 計画的な資機材の整備を行う。 				